明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領及び特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する件（国土交通八一二）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について（沖縄総合事務局・大阪航空局）　三
国家試験
保健師国家試験の施行（厚生労働省）　四
助産師国家試験の施行（同）　五
看護師国家試験の施行（同）　七
保健師助産師看護師試験委員の公告（同）　八
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　八
特殊法人等
プログラムの著作物に係る登録、日本放送協会落札、弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・指定法の付記・記章紛失・懲戒の処分関係　吉
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　吉
会社その他
会社決算公告　七
　　二

告示

○国土交通省告示第八百十二号

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省運輸省令第三号）附則第二項の規定に基づき、自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領及び特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月二日

国土交通大臣　前原　誠司

自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領及び特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部を改正する告示

（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領の一部改正）

第一条　自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条」を「別表一」に、「別表」を「別表一」に、「ＪＣ〇八モード燃費値をいう。」を「ＪＣ〇八モード燃費値をいい、特定改造自動車については、燃費算定告示別表二の算定を受けたエネルギー消費効率相当値をいう。」に改め、「左欄に掲げる区分」の下に「並びに特定改造自動車にあっては別表二の上欄に掲げる自動車の同表の下欄に掲げる区分」を加え、「乗用車判断基準告示1―1（5）及び」を削る。

別表中「第二条の表」を「別表一」に改め、別表を別表一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表二

特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第一号の左欄に掲げるもの	乗用車判断基準告示1―1（5）の表の左欄に掲げる車両重量の区分
特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第二号の左欄に掲げるもの	貨物車判断基準告示1―1（3）の表の左欄に掲げる区分

（特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領の一部改正）

第二条　特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領（平成二十一年国土交通省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「であって、乗車定員10人以下のもの」を削り、「2.5トン」を「3.5トン」に改め、「第一条第一号に掲げる方法」の下に「（以下「10・15モード法」という。）」及び同条第二号に掲げる方法（以下「ＪＣ08モード法」という。）」を加える。

第二条中「次の表の区分ごとに、エネルギー消費効率相当値」を「別表一の区分ごとに、10・15モード法によるエネルギー消費効率相当値を算定し、又は別表二の区分ごとにＪＣ08モード法によるエネルギー消費効率相当値」に改め、表を削る。

第三条第一項第一号ヲを次のように改める。

ヲ　基本貨物自動車にあっては、構造Ａ（貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成19年経済産業省・国土交通省告示第５号。以下「貨物車判断基準告示」という。）1―1(1)の表に規定する構造Ａをいう。以下同じ。）、構造Ｂ（貨物車判断基準告示1―1(1)の表に規定する構造Ｂをいう。以下同じ。）、構造Ｂ１（貨物車判断基準告示1―1(3)の表に規定する構造Ｂ１をいう。以下同じ。）又は構造Ｂ２（貨物車判断基準告示1―1(3)の表に規定する構造Ｂ２をいう。以下同じ。）の別

第三条第一項第三号及び第七条第三項第四号中「構造Ａ又は構造Ｂ」を「構造Ａ、構造Ｂ、構造Ｂ１又は構造Ｂ２」に改める。